第五項の表武蔵ＤＭＥの項の次に次のように加える。

熊野上欄にＮ33°27′Ｅ135°47′和歌山県東牟婁郡串本町	992	1な	ＵＫＭＥ	24時間	平成21年11月19日	熊野ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用
ＤＭＥ同じ						

附　則

この告示は、平成二十一年十一月十九日から施行する。ただし、第一項の表長沼ＮＤＢの項及び第四項の表熊本ＩＬＳの項の改正規定は、同年十月二十二日から施行する。

○国土交通省告示第千十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定に基づき、平成元年建設省告示第百二十八号の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十四日　国土交通大臣　前原　誠司

平成元年建設省告示第百二十八号（建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件）の一部を次のように改正する。

第五号中「財団法人全国建設研修センター、財団法人建設業振興基金及び社団法人日本建設機械化協会が実施する監理技術者講習」を「建設業法第二十六条第四項の登録を受けた講習」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ハの規定に基づき、平成七年建設省告示第千三百号の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十四日　国土交通大臣　前原　誠司

平成七年建設省告示第千三百号（平成元年建設省告示第百二十八号の規定により行った認定の更新について定める件）の一部を次のように改正する。

第二号中「財団法人全国建設研修センター、財団法人建設業振興基金及び社団法人日本建設機械化協会が実施する監理技術者講習」を「建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第四項の登録を受けた講習」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○四国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
土佐市甲原字森康二六四五番一から同市甲原字森康二六七四番一まで	前	一三・〇メートル～一四・四メートル	〇・一三〇キロメートル
	後	一四・〇メートル～二五・二メートル	〇・一三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号及び百九十七号	土佐市甲原字森康二六四五番一から同市甲原字森康二六七四番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月二十四日

○九州地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日　九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮崎市高岡町浦之名字古川四五五二番一二から同市高岡町浦之名字古川四五五二番二九まで	前	一五・五〇～一七・八〇メートル	〇・一三五キロメートル	
	後	一五・五〇～三四・二〇メートル	〇・一三五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市博多区堅粕一丁目六七番から同市西区拾六町一丁目四〇番三まで	前	ＢＡ　一四・〇〇～六六・二〇メートル	〇・三六三キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一四・〇〇～三〇・〇〇～二九四・〇〇メートル	一〇・三六三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十四日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宮崎市高岡町浦之名字古川四五五二番一二から同市高岡町浦之名字古川四五五二番二九まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
二百二号	福岡市南区井尻三丁目二一五番一から同市南区井尻三丁目二〇九番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年九月二十四日